

各都道府県介護保険担当課 御中

介護保険最新情報

今回の内容

1. 第1号保険料設定についてのQ&A

(合計 本紙含め4枚)

vol. 36

平成12年2月9日

厚生省介護保険制度実施推進本部

* 管下市町村に速やかにFAX送信いただきますようよろしくお願いいたします。

事 務 連 絡

平成12年2月9日

各都道府県介護保険担当課（室）御中

厚生省老人保健福祉局

介護保険制度施行準備室

第1号保険料設定についてのQ&Aについて

第1号保険料設定に係る質問のうち、都道府県から照会の多いものについて、別添のとおりQ&Aを作成しましたので送付します。

各位におかれましては、内容御了知の上、適切に対応していただきますようお願い申し上げます。

第1号保険料設定についてのQ&A

問1 第1号被保険者やその世帯主、世帯員が市町村民税の申告をしていない場合（市町村民税における申告の義務がない者も含む。）について、当該被保険者の保険料をどの所得段階に設定するのか。

（答）

1. そもそも、地方税法上は、すべての者に市町村民税の申告義務が課せられている訳ではなく、第1号被保険者の保険料の賦課に当たっては、市町村民税の申告義務がある者か否かに関係なく、市町村民税が現に課税とされているか否かで判断することが適当であると考えます。

（参考1）

地方税法上、市町村民税に係る申告義務を有しない者

- ① 給与支払報告書又は公的年金支払報告書が提出されている者（他の所得のない者）。
- ② 所得割の納税義務を負わない者のうち市町村の条例で定める者。

（参考2）

市町村民税の非課税要件（65歳以上の者）

※ 保険料設定における「非課税」は、免除によらず所得割、均等割とも課税されていない者。

〔非課税〕

- ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者。
- ② 前年の合計所得金額が125万円以下の者。

〔均等割非課税〕

- ① 均等割のみを課すべき者のうち、前年の合計所得金額が一定基準に従い当該市町村の条例で定める金額以下である者。

・算式

基本額 × (本人 + 控除対象配偶者 + 扶養家族の数)
+ 加算額 (控除対象配偶者又は扶養家族のある者のみ)

- ・基本額：保護の級地区分による3段階（35万円以下）
- ・加算額：同上（18万円以下）

- ② 市町村内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で、その市町村内に住所を有する者。

〔所得割非課税〕

- ① 前年の総所得金額等が、次の算式で求めた額以下の者。

・算式

$$35 \text{万円} \times (\text{本人} + \text{控除対象配偶者} + \text{扶養家族の数}) \\ + 31 \text{万円} (\text{控除対象配偶者又は扶養家族のある者のみ})$$

2. 仮に、介護部局において、市町村民税の申告を行っていない者であって市町村民税の申告をすれば課税と取り扱われうる者がいること等の情報を把握した場合等においても、税務担当部局に対して当該情報を提供する等の対応を行うことが考えられる。

問2 転入や住所地特例に該当していることなどから、保険者と市町村民税の課税権者が異なり、第1号被保険者の市町村民税の課税状況等が不明な状況にある場合、当該被保険者の保険料をどの所得段階に設定するのか。

（答）

転入等により第1号被保険者の市町村民税の課税状況等が不明な場合は、市町村民税の課税権を有する市町村に対して照会を行うことになるが、課税状況等が判明する（他市町村に対する課税状況等の照会についての回答が届く）までの間については、当該者の所得段階は不明であるので保険料は賦課しないこととするのが基本と考える。

ただし、市町村の判断により、課税状況等が判明するまでの間について、第3段階などといった形で仮置きして賦課することも差し支えないものと考えられる。この場合、課税状況等が判明し次第、必要があればその課税状況等を反映した所得段階に更正して保険料を遡及して算定し直すといった取扱いを行う必要がある。